

審査基準整理票

処 分 名	旅館業営業の承継承認（譲受）		
根拠法令名	旅館業法（昭和23年法律第138号）	（条項）第3条の2第1項	
基準法令名	旅館業法（昭和23年法律第138号） 大津市旅館業法施行条例 （平成20年大津市条例第48号）	（条項）第3条第2項、第3項 第3条の2第2項 （条項）第2条第1項、第2項	
所管部署	健康保険部 保健所 衛生課 生活衛生係		
標準処理期間	14日	法定処理期間	—
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【】 ・掲載図書等【 営業許可等事務処理実務マニュアル【旅館業編】 】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>【旅館業営業の承継承認（譲受）基準】</p> <p>旅館業営業の承継承認（譲受）は、旅館業法第3条第2項に規定する欠格事項に該当しないこと及び第3条第3項に規定する設置場所の基準に適合することを基準とし、審査基準が記載されている上記書類に則り審査するものとする。</p> <p>なお、当該書類については、担当課の事務所に備え置く。</p>			

参考

[根拠法令]

《旅館業法》

第3条の2 前条第1項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継する。

[基準法令]

《旅館業法》

第3条 （略）

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

（以下、略。）

3 第1項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

（以下、略。）

第3条の2 （略）

2 前条第2項（申請者に係る部分に限る。）及び第3項から第6項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「譲受人」と読み替えるものとする。

《大津市旅館業法施行条例》

第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。

（以下、略。）

2 市長は、前項第5号の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。